

# 社会保険ひろしま

第850号

- 添付書類及び署名・押印等の取扱いが変更となりました
- 8月、9月の随時改定予定者にかかる算定基礎届の提出について
- 出張相談所開設のご案内（7月） その他
- 「健康経営セミナー」を開催します
- 保険証の回収のご協力について
- 柔道整復師（接骨院）のかかり方
- （新規）生活習慣病予防健診実施機関について



職場内で回覧して下さい

## 広島県の状況

平成31年4月末

		厚生年金	健康保険
適用事業所数		53,569	52,984
船舶所有者数		279	347
被保険者数	男性	652,192人	389,418人
	女性	312,977人	260,009人
	船員	3,269人	3,351人

# 日本年金機構からのお知らせ

## 添付書類及び署名・押印等の取扱いが変更となりました

事業主の事務負担の軽減を図る目的から、添付書類及び署名・押印等の取扱いが変更となりました。

### ○添付書類の廃止

下表の1～3の届書を提出する際、届出の事実関係を確認する書類として添付を求めていた賃金台帳の写し及び出勤簿の写し(被保険者が法人の役員である場合は、取締役会の議事録等)について、届出時の添付が不要となりました。なお、届出の事実関係の確認は、今後の事業所調査実施時において行わせていただくこととしております。

項番	届書名称	添付を求めていたケース
1	健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届 厚生年金保険 70歳以上被用者該当届	資格取得年月日が、届書の受付年月日から60日以上遡る場合
2	健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届 厚生年金保険 70歳以上被用者不該当届	資格喪失年月日が、届書の受付年月日から60日以上遡る場合
3	健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額変更届 厚生年金保険 70歳以上被用者月額変更届	改定年月の初日(1日)が、届書の受付年月日から60日以上遡る場合
		改定後の標準報酬月額が、従前の標準報酬月額から5等級以上引き下がる場合

### ○署名・押印等の省略

被保険者本人の署名(または押印)が必要となる以下の届書について、事業主が被保険者の届出の意思を確認し、届書の備考欄に「届出意思確認済み」と記載した場合、紙媒体による申請の場合の本人署名(または押印)、電子申請及び電子媒体による申請の場合の委任状添付を省略することが可能となりました。

- ① 健康保険被扶養者(異動)届 国民年金第3号被保険者関係届
- ② 年金手帳再交付申請書
- ③ 厚生年金保険養育期間標準報酬月額特例申出書・終了届

## 8月、9月の随時改定予定者にかかる算定基礎届の提出について

8月または9月に随時改定が予定されている被保険者にかかる算定基礎届について、事業主から申出をいただいた場合は、7月提出時において、算定基礎届の提出を省略することができます。届出省略の申出は、次により行ってください。

### 【紙媒体による届出の場合】

報酬月額欄は記入せず、「⑩備考」欄の「3. 月額変更予定」に○を付してご提出ください。

### 【電子媒体及び電子申請による届出の場合】

8月または9月の随時改定予定者を除いて算定基礎届を作成の上、ご提出ください(提出がないことをもって、事業主からの申出があったものとみなします)。

8月または9月の随時改定の要件に該当した場合は月額変更届をご提出ください。また、随時改定に該当しない場合は、その時点で算定基礎届をご提出ください。

※取扱いの詳細は、日本年金機構ホームページをご確認ください。

日本年金機構

検索

<https://www.nenkin.go.jp/>



日本年金機構  
Japan Pension Service

◆ 出張相談所開設のご案内（7月）

市 町	日 時		会 場	予約制の有無
				① 予約の受付締め ② 予約先及び電話番号
大竹市	毎週火曜日	10:00~15:30	大竹商工会議所	予約制 ※1 ① 相談日の前々日の午前中 ② 広島西年金事務所 ☎082-535-1505
北広島町	7月25日(木)	10:00~15:30	北広島町役場	予約制 ※2 ① 相談日の前日 ② ※2参照
竹原市	7月10日(水)	10:00~15:30	人権センター1階会議室 (竹原市中央 5-5-17)	予約制 ※1 ① 相談日の前々日の午前中 ② 呉年金事務所 ☎0823-22-1691
尾道市	毎週火・木曜日	10:00~15:30	尾道市市民会館 (旧:尾道市公会堂別館)	完全予約制 ※1 ① 相談日の前日の午前中 ② 三原年金事務所 ☎0848-63-4111
尾道市因島	毎週月曜日 (7月15日は休日のため、 7月16日(火)振替実施)	10:00~15:30	因島総合支所 4階会議室	
尾道市向島	毎週金曜日	10:00~15:30	向島支所 1階相談待合室	
世羅町	7月18日(木)	10:00~15:30	世羅町役場本庁舎	予約制 ※1 ① 相談日の前日 ② 三次年金事務所 ☎0824-62-3107
庄原市	7月17日(水)	10:00~15:00	庄原市役所東城支所	

※1 各年金事務所への予約申し込みは電話音声案内の「1」の後に「2」を押してください。

※2 北広島町役場での年金相談予約申し込みは北広島町役場 町民課国保年金係 ☎050-5812-1854、  
芸北支所 ☎050-5812-2110、大朝支所 ☎050-5812-2211、豊平支所 ☎050-5812-1122 で受け付けます。

◆ 手話による年金相談のご案内

会 場	日 時	毎月第二土曜日（13時～16時）は事前 申込みにより、県内の年金事務所で手話 による年金相談を行っています。
広島東年金事務所	7月10日(水) 13:00~15:00	
福山年金事務所	7月10日(水) 13:00~15:00	

◆ 新任事務担当者説明会のご案内

会 場	日 時	管轄年金事務所
広島南年金事務所（広島市南区皆実町 1-4-35） <small>（平成31年4月から会場が「広島南年金事務所」に変更になりました。）</small>	7月25日(木) 13:30~16:00	広島東年金事務所
備後地域地場産業振興センター (福山市東深津町 3-2-13)	7月25日(木) 13:30~16:00	福山年金事務所
呉年金事務所 3階会議室	7月19日(金) 13:30~16:00	呉年金事務所
三原年金事務所 2階会議室	7月17日(水) 13:30~16:00	三原年金事務所

●対象者 ①新任事務担当の方 ②新規加入事業所の方 ③その他受講を希望される方

◆ 年金事務所で年金の予約相談を行っています

ご予約いただくと、お客様のご都合に合わせてスムーズに相談できます。またご相談内容にあったスタッフが事前に準備のうえ、丁寧に対応します。

**予約申し込みは「予約受付専用電話」へ！0570-05-4890**

○予約相談希望日の1カ月前から前日まで受付しています。○予約による相談は8:30~16:00（月~金曜日）に実施します。  
○ご連絡の際は、基礎年金番号のわかる年金手帳や年金証書をご準備ください。○お近くの年金事務所でも受け付けています。



～協会けんぽ広島支部は加入者の皆様全員の健康増進をめざします～

## 「健康経営セミナー」を開催します


「健康経営」とは、従業員の健康増進に係る費用を将来に向けた「投資」と捉える経営手法のことで、近年非常に注目されています。「健康経営」の導入は、企業の生産性の向上、リスクマネジメント、人材確保の観点からも効果が期待できます。協会けんぽ広島支部は、県内の事業所様に健康経営を推奨するため、下記のとおり「健康経営セミナー」を開催いたします。今回は具体的で取り組みやすい健康経営の事例も紹介するセミナーとなっております。

事業所の経営者様、人事労務担当者様等の皆様のご来場をお待ちしております。

※「健康経営」は特定非営利活動法人 健康経営研究会の登録商標です。



両会場とも **定員 200 名 (先着順)** 参加費用 **無料**

	福山会場	広島会場
日時	令和元年8月27日(火) 13:30～16:00(受付13:00～)	令和元年8月28日(水) 13:30～16:00(受付13:00～)
会場	ふくやま芸術文化ホール リーデンローズ 小ホール (福山市松浜町2丁目1番10号) ※駐車場に限りがありますので、可能な限り 公共交通機関をご利用下さい。	TKPガーデンシティ広島駅前大橋 ホール 3A (南区京橋町1-7 アスティ広島京橋ビルディング3階) ※公共交通機関をご利用下さい。
内容 (予定) ※一部変更 となる 場合が あります。	<p><b>1</b> ～社員の健康が企業を活性化～「健康経営」で少子高齢化を勝ち抜く 講師：稲田 耕平 氏</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>稲田社労士事務所・東京管理協会 代表 特定社会保険労務士</p> <p>零細企業から大企業まで幅広い顧問先の相談や指導に関わり、特に就業規則の作成等、個別労務トラブルの対応を得意とし、多く関与する。 最近では「健康経営」を中小企業へ普及することをライフワークとする。</p> </div>  <p style="text-align: right;">稲田 耕平 氏</p> <p><b>2</b> 健康経営実践企業による事例紹介</p> <p><b>3</b> 「仕事の合間にできる簡単ストレッチ」 株式会社 ルネサンス</p>	

備考 令和元年10月10日(木)午後から、東広島市でも「健康経営セミナー」を開催予定です。詳細は別途ご案内いたします。

参加をご希望の場合は下記を記入の上、切らずにこのまま、協会けんぽ広島支部までFAXまたは郵送してください。

**提出期限:8月16日(金)**

### 健康経営セミナー参加申込書 FAX(082-568-1130)

事業所名称							
事業所所在地	〒(      -      )						
参加者氏名	①	保険所記号					
	②	電話番号	-      -				
参加希望地域 (該当するものに☑)	<input type="checkbox"/> 福山 (8/27)		<input type="checkbox"/> 広島 (8/28)				

セミナーに関するお問い合わせ先は、企画総務グループ ☎082-568-1014までご連絡ください。

## 保険証の回収のご協力について

### ■ 保険証が使えるのは **退職日当日まで**

「資格喪失届」「被扶養者(異動)届<削除>」には、必ず保険証を添付して日本年金機構へ提出してください。

保険証が回収されず、資格の切れた無効な保険証で医療機関に受診(無資格受診)された場合、被保険者様に医療費(協会けんぽ負担分)の返還請求を行います。



### ■ 無資格受診の防止について

資格がなくなった保険証で、医療機関等に受診(無資格受診)されると、協会けんぽは本来支払う必要のない医療費を支払うことになります。喪失届等の提出の際には、保険証を添付して下さい。また紛失等により、保険証が回収できず資格喪失届などに「被保険者証回収不能届」を添付される場合は、被保険者様の連絡先(電話番号)を必ずご記入ください。

## 柔道整復師(接骨院)のかかり方

柔道整復師(接骨院)にかかる時、柔道整復師の判断により、健康保険が「使える場合」と「使えない場合」があります。接骨院へのかかり方を正しく理解していただき、適正な受診にご協力をお願いします。

### 健康保険が使えます

- 外傷性が明らかな打撲・捻挫・挫傷(肉ばなれなど)
- 骨折・脱臼(応急処置の場合を除き、医師の同意が必要です。)



### 健康保険は使えません

- × 単なる(疲労性・慢性的な要因からくる)肩こりや筋肉疲労
- × 脳疾患後遺症などの慢性病
- × 労災保険が適用となる工作中や通勤途中での負傷
- × 保険医療機関(病院、診療所など)で、同時期に治療中の同じ負傷等



### 接骨院にかかる場合の注意事項

1. 負傷の原因を正しく伝えましょう。
2. 療養費支給申請書の内容をよく確認し、署名または捺印をしましょう。
3. 領収証は必ずもらいましょう。
4. 治療が長引く場合は、一度医師の診断を受けましょう。

## (新規)生活習慣病予防健診実施機関について

健診機関名	所在地	健診機関コード	電話番号
メディックス広島 エキキタ健診センター	広島市東区二葉の里三丁目 5番7号グラノード広島2階	3410125458	082-258-4127

お問い合わせ先

全国健康保険協会広島支部 TEL:082-568-1011(代表)  
〒732-8512 広島市東区光町1-10-19 日本生命広島光町ビル2F  
【ホームページ】<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/hiroshima/>



保険証が使えるのは  
退職日当日まで。  
退職後は速やかに保険証  
を返却してください。



申請書の  
郵送に  
ご協力  
ください。

協会けんぽでは、生活習慣病予防健診(がん検診付き)の費用の約6~7割を補助しております。健診後、必要な方には特定保健指導を無料で行ってまいります。ぜひご活用ください。